

獣害対策ロボット

開発の背景と期待について

国の定める鳥獣保護法の中に、鳥獣保護事業計画という条文があります。各都道府県は、この計画の策定を義務づけられていますが、野生を相手に計画そのものの評価が難しく、結果として鳥獣被害への対応のほとんどが、狩猟と有害捕獲による「個体数の管理」に終始し、そのことが獣害被害を減らす上での効果に繋がっていないという、すなわち獣害が一向に減らないという現状があります。

■ 効果測定

本システムを設置することで、まず威嚇機能を止めた状態で一定期間現状の把握を行い、次に威嚇機能を働かせ、その結果と比較することで、容易に効果測定を行うことが出来るようになります。

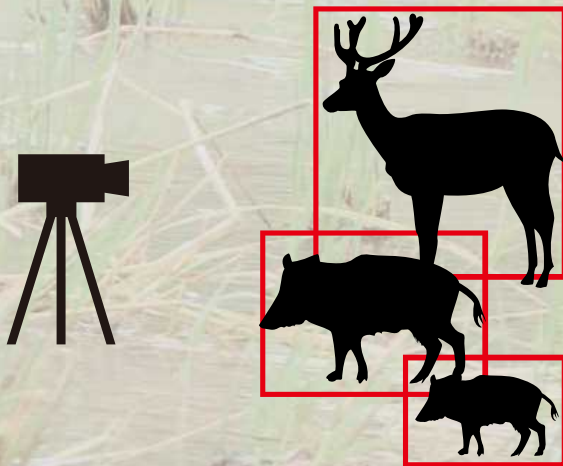
■ 効果的な運用

本システムを囲い込み手段として、計画的に複数設置して運用することにより、野生の生活圏を計画の範囲に囲い込む（制限する）ことで、自然の摂理に基づいたその範囲で得られる食料の中での生存、あるいは抑えた繁殖を可能とし、個体数の確保（保護）と獣害対策という相反した問題を一気に解決出来る可能性を有します。

運用イメージ

本システムは、言わば狩猟者が24時間態勢で、そこに立ち続けているのと同じ状況を作ることを目的としています。実際には実現出来ないことをロボットの手を借りて実現します。

STEP1: カメラで害獣を自動検出



AIカメラで該当害獣のみを検出し、いつ?どこに?何頭?現れたかをロギングします

STEP2: 害獣を自動追尾し威嚇



検出した害獣に向けて、自動追尾する威嚇装置を制御して追い払いを行います

獣害対策ロボット（特許出願済み）に関するお問い合わせは

SEIDENSHA 有限会社 青電舎

〒703-8207 岡山市中区祇園 433-6

TEL 086-275-5000

Mail seiden@po.harenet.ne.jp